

令和2年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
 事業内容報告書の概要

令和2年度に実施した取組の内容及び成果と課題

1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)

芦屋市帰国・外国人児童生徒支援連絡協議会

(1)実施回数 年2回

(2)委員 13名

学識経験者1名, 地域支援団体関係者3名, 小・中学校の教職員(校長1名, 教頭1名, 教諭4名), 行政関係者3名(県教育委員会人権教育課主任指導主事, 市広報国際交流課長, 市社会福祉協議会)

2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1)運営協議会・連絡協議会の実施

今年度より委員を委嘱・委任し、今まで本事業で取り組んだことを共有しながら、現状と課題について改訂できた。進路指導における共通理解項目を整理できた。

(2)拠点校の設置等による指導体制のモデル化(※必須実施項目)

令和2年6月1日(月)より、拠点校にて毎週月曜日14時半～16時半に芦屋市初期日本語指導教室を実施した。

(4)「特別の教育課程」による日本語指導の実施(※必須実施項目)

児童の実態や、日本語能力の測定結果を基に、個別の指導計画の編成や見直しを行った。初めての教員も、助言者がいれば、DLAの実施やそれを基に個別の指導計画を作成できた。

(6)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

芦屋市日本語指導教室に、日本語指導のできる指導補助員と指導ボランティアを配置した。日本語指導ボランティアを、地域の日本語教室と市HPを通じて募集し、登録者の中から配置できた。

(7)小学校入学前の幼児や保護者を対象としたプレスクール(重点実施項目)

新型コロナウイルス感染症対策のため、あしやプレスクールは中止した。小学校ごっこは、就学予定の小学校での実施を中止し、各就学前教育・保育施設で実施した。

(12)成果の普及(必須実施項目)

芦屋市帰国・外国人児童生徒支援連絡協議会を実施した。また連絡協議会の委員の1人が、阪神間の教員へ向け、子ども多文化共生教育をテーマに発表した。

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1)運営協議会・連絡協議会の実施

委員が変わり、新たな視点を持って、現状と課題について見直しが見直しができた。次年度は、芦屋市外国人児童生徒等にかかわる教育指針(5年を目途に見直す)と、研修内容(教員向けと保護者向け)、保護者支援の検討を予定している。

(2)拠点校の設置等による指導体制のモデル化(※必須実施項目)

芦屋市初期日本語指導教室では、支援員と指導ボランティアを配置して、マンツーマン指導による日本語指導と居場所作りの充実が図れた。通級が難しい対象者の対応については課題が残り、各在籍校で日本語指導を実施

するためには、指導者や予算が課題となる。

(4)「特別の教育課程」による日本語指導の実施（※必須実施項目）

市内統一の児童生徒個人票や個別の指導計画を使い、引継ぎの体制はできつつあるが、日本語能力の測定結果(DLA のステージ)等が市内の教員や初期日本語指導教室の指導者にとって共通言語にはなっていないため、日本語指導を必要とする児童生徒の見取りや支援方法について、引継ぎや検討が困難である状況は変わらない。

(6) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

指導補助員がコーディネーターとなり、初期日本語指導教室と在籍学級での様子を情報共有し、把握したことを指導に生かした。指導ボランティアは、登録者の中から比較的スムーズに配置できた。地域の日本語教室の指導内容が異なるため、ボランティアの配置に適材適所の検討が必要である。

(7) 小学校入学前の幼児や保護者を対象としたプレスクール(重点実施項目)

新型コロナウイルス感染症対策のため、例年通りの実施が困難であった。周知が課題である。

(12) 成果の普及（必須実施項目）

芦屋市帰国・外国人児童生徒支援連絡協議会において、委員が所属する団体の支援状況を交流し、今後の取組に向けた視点が得られた。阪神間の教員へ、実践を報告できた。研修内容と、様々な連携の充実が課題である。

日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒の割合	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	100%	%	%	%	%	%
うち、個別の指導計画の指導目標が達成できた児童生徒の割合	100%	%	%	%	%	%

4. その他(今後の取組予定等)

- ・芦屋市外国人児童生徒等にかかわる教育指針の見直し。
- ・研修内容(教員向けと保護者向け)の検討。
- ・保護者支援の在り方の検討。

※枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。